

令和５年 第３回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和５年３月１０日（金曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第3回会議議事録

- 1 開催日時 令和5年3月10日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター
- 3 出席委員 16名
1番委員 櫛 渕 武 重 2番委員 近 藤 民 治 3番委員 内 海 博 光
4番委員 林 功 5番委員 欠 員 6番委員 青 柳 健 市
7番委員 鈴 木 保 雄 8番委員 中 島 博 恵 9番委員 須 藤 栄 寿
10番委員 阿 部 均 司 11番委員 藤 井 好 博 12番委員 庭 野 明
13番委員 阿 部 敏 男 14番委員 原 澤 幸 好 15番委員 原 澤 章
16番委員 田 村 隆 司 18番委員 戸 澤 奈実恵
- 4 欠席委員 2名
17番委員 高 橋 品 子 19番委員 中 島 エ リ
- 5 議事録署名委員
7番委員 鈴 木 保 雄 9番委員 須 藤 栄 寿
- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 中 澤 聡 書記 本 間 泉 書記 我 妻 園 華
- 7 会議に附した事件
議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第12号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）
議案第13号 農地に該当しないことの証明願について
議案第14号 令和3年6月10日付けみ農委告示第6号の廃止について
- 協議事項・報告事項
(1)農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
(2)農業経営改善計画の認定について
(3)阿能川農業振興整備組合の担い手承認について
- その他
- 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。
- 開 会 みなかみ町農業委員会職務代理原澤章開会を宣す。
顛 末
議 長 会長議長となり、議事録署名委員に7番鈴木保雄委員・9番須藤栄寿委員を
指名し議事に入る。

続いて、4、議事に入ります。

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より一括で説明がございます。よろしくお願いいたします。

事務局

1ページをお開きください。

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。

別紙記入事件、4件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、1番のみ審議していきたいと思っております。

議案10号の1について、2番の近藤委員の関係でございますので、退席をお願いしたいと思っております。

（2番 近藤委員退室）

そうしたら、はい。

3番委員

3番、〇〇担当の内海です。

今回は、拡大調査という感じで、この地区の農地の調査をしてまいりました。農地法第3条による申請事案の調査です。

まず、場所ですけれども、〇〇から〇〇方面に500mほど行った場所になります。

3月7日の日に、所有者に話を聞きながら調査をいたしましたが、その土地は以前から譲受人が借りて耕作をしていて、今回、譲渡人が相続によってその土地の権利を得たわけですが、それを譲り渡したいということで、お互いの合意のうえで進められた話です。

この土地は、譲受人がもうすでに借りて作っているわけですが、これが自分のものになることによって、なお効率化を図るというわけです。そして、権利を取得する〇〇さんは、経営状況は認定農業者として、実績もありますし、面積も2町歩ぐらいの利用されています。家族の協力も得ているし、耕作をする意思、そしてその規模も適当であると思います。

また、周辺農地への影響については、今までしっかりと譲受人が管理してきたわけですが、今後の地域の集会等があった場合には、必ずそれにも出ますということの意思を確認し、記載しております。

そうしたわけで、お互いの有効な農地移動ということで、この議案についての検討をよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまのご報告で皆様のほうからご意見・ご質疑ございましたら、お願いいたします。

（「なし」の声）

なしというご意見でございました。

	10号の1番は許可といたしたいと思います。 では、近藤さんにお戻りいただきたいと思います。 (2番 近藤委員入室) 10号の2、農地法第3条による許可申請について協議したいと思っております。 地区の方の調査報告をお願いしようと思います。
18番委員	18番、〇〇地区担当の戸澤です。 農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。 申請地は、〇〇の〇〇地区にある譲渡人〇〇さんの自宅から北東へ400mほど進んだところなんですけれども、3月2日に15番の原澤章さんと譲受人の〇〇さんに立会いをしてもらって、現地調査をしました。 譲渡人の方は、数年前に病気をして体調不良のほうで、数年前から〇〇さんのほうが委託という感じで作っていたんですけれども、ちょっとこの先意向もないということで今回売買という話にして、申請を受けました。 耕作意思の確認ですが、〇〇さんのほうは専門で水稻栽培を広くやっている方ですので、この先また続けていくということですので、確実とます。耕作面積は田んぼ2か所合わせて2,321㎡あり、下限面積を上回っているため問題ないと思います。 周辺農地の営農条件への支障は、引き続き続けますので支障はありません。 その他につきましては別にありません。 以上、ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	戸澤委員、ありがとうございました。 ただいまのこの案件に関しまして、皆様のほうからご質疑・意見等ございましたらお願いしたいと思います。 (「なし」の声) なければ、議案第10号の2番は許可といたします。 続きまして、3番、農地法第3条の規定による許可申請について、担当地区委員より調査報告をお願いしたいと思います。
15番委員	15番、〇〇担当の原澤です。 農地法第3条による申請事案の調査報告について述べさせていただきます。 場所は、〇〇地区の〇〇集落というところになります。家があるすぐのところが申請地になります。 3月6日の日に戸澤さんと一緒に現地調査に行きました。譲受人の〇〇さんの奥様とその奥様のお父さん、そしてあと、書類を書いた行政書士にお話を伺いました。たまたま譲渡人の方もおりまして、いろいろ話を聞かせてもらいました。譲渡人の方はもう90を過ぎていて、高齢だということで耕作はできないということで、譲受人が耕作をしたいということでございます。 耕作意思の確認ですが、5条に出てくるんですけれども、隣に家を建てたいということで、その並びなので一緒にその土地も買って、理由には農地の拡大とありましたけれども、拡大には変わりないですけれども、自家用野菜を耕作したいということでした。 周辺農地への影響でございますが、特にありません。ほかに懸案事項はない

と思いました。

以上です。審議をお願いいたします。

議 長

調査報告ありがとうございました。

職務代理のほうから説明いたしました。第5条にも出てくるわけですが、それは土地とつながって、そこはちょっと意味合いが違うというか、そういう意味ではないそうなので、関係性はあってもまた5条のほうで審議をお願いしたいと思っております。先ほど事務局に問合せたところ、そっちは別案ですと。農振除外、昨年度というか、受けていただいた土地を宅地にしたいということでございますけれども、これは3条として扱って、別々で扱いたいと思って、考えております。

皆様のほうから質問・ご意見ございませんでしょうか。

なければ、第10号の3は許可いたします。

引き続きまして、4番でございますが、関係者の田村さんがおられますので、退席をお願いしたいと思っております。

(16番 田村委員退室)

この案件、現地の調査報告をお願いしておられる方に、発表をお願いしたいと思っております。お願いいたします。

14番委員

14番、原澤です。

農地法第3条による申請事案があったので、その調査結果を報告いたします。

申請地は、〇〇さんの家の西方500mほどの田んぼなんですけれども、〇〇さんが高齢で耕作できないということで、近くの〇〇さんをお願いしたところ、譲り受けたいという、そういう話合いがなされたそうです。

それで、今までは〇〇くんが耕作していたんですけれども、今度は売却して〇〇さんが耕作するという、そういう方向です。だから、今もきれいに田は耕作してあります。それでお互いに、できない、やりたいということが話合いされましたので譲渡という、そういう形になりました。〇〇さんは、米主体の生産農家ですから間違いのないと思います。

以上、調査結果です。皆様のご審議のほうをよろしくお願いいたします。

議 長

原澤委員、ありがとうございました。

この案件につきまして、皆様のほうからご意見・ご質疑ございましたら、お願いしたいと思います。

なければ、議案第10号の4は許可といたしたいと思っております。

田村さんに戻っていただければと思います。

(16番 田村委員入室)

続きまして、議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明がございます。

事務局

3ページをお開きください。

議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。

別紙記入事件、2件。

	次のページをお開きください。 ◇（議案書・順次、朗読説明） 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 それでは、1 番から審議に入りたいと思います。 担当地区の現地調査報告をお願いしたいと思っております。
8 番委員	8 番、〇〇地区担当の中島です。 申請のありました農地法第5 条の案件についてご報告いたします。 申請地は、〇〇線の〇〇地区、〇〇の相向かいになります。 3 月5 日に現地調査を行い、6 日に譲渡人に会い、現地を確認しました。この日はちょっと雪で、境界とかそういうのがよく分からなかったもので、立ち会ってもらいました。 〇〇との、これは賃貸契約、賃貸の確認をいたしました。要は、〇〇と貸し借りしましたよということなんですけれども、現地は地権者2 名、3 筆、合計6 5 4 m²、地目、畑。現状は雪のない状態で判断したり、近所の方の話を聞いたところ、耕作はしていないということでした。また、この面積は妥当かと思われる。周囲は住宅、原野、資材置場でありました。申請地の転用目的は、先ほども説明がありましたとおり、発電所の改修工事に伴う搬入路、資材置場等になります。申請書、作業ヤード計画書、予算書、農地復元計画書等を確認いたしました。なお、資金調達方法は証明依頼中とのことでした。 よって、これらから実行は確実かと思われます。 周辺に農地はなく、転用によって生じる周辺農地への作物への被害は皆無かと思われます。その他、懸案される事項は見当たりませんでした。 以上、審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	中島さん、ありがとうございました。 〇〇の改修工事ということで、一時転用という案件でございます。 皆様のほうから、ご意見・ご質問いただきたいと思います。 なければ、承知ということでよろしいでしょうか。 （「いいです」の声） 議案第1 1 号の1 番は許可相当といたします。 続きまして、議案第1 1 号の2 番について、担当地区の現地調査報告をお願いいたします。
1 5 番委員	1 5 番、〇〇担当の原澤です。 農地法第5 条による申請事案の調査報告について報告いたします。 場所は、先ほど3 条で出た〇〇の同じところ、隣でございます。 3 月6 日の日に戸澤さんと一緒に先ほどと同じ人に話を聞きました。旦那さんがいなかったんですけれども、〇〇さんの奥さんが同行して、いろいろお話を聞きました。 今、そこを見ると林みたいになっているんですけれども、実際、農地の中に木が生えていたらしいです。行ったときはもう伐採されていまして、見晴らしは大変よくなりました。もともとは畑であったのに、前の地主の人はシイタケ

をやって、ナラを植えてしまったということでございました。もう伐採はされておりましたので、問題ないと思います。

そこに自宅を建てたいということでございました。その前の家、1軒あるんですけれども、すぐそばに、それが奥様の実家の家で、実家のそばに家を建てて住みたいという話でございます。転用目的の確実性については間違いないと思います。

申請書、見積書、設計書、資金等を確認できましたので、許可が下りれば、なるべく早く引っ越したいという話でございました。

申請面積は妥当ということで、特に問題はないと思われます。

あと、周辺農地の支障の有無なんですが、囲ってあるところ、前に少し広くなっているところがあるんですが、宅地の予定地の前なんですが、僅かに農地があって、それは違う人の持ち物なんですが、今は実際は耕作されておりました。もし耕作するとしても、家が建つのは北側になるので、特に何か作ったとしても問題はないと思われます。

以上が調査報告の説明、特別懸念するようなことはないかと思います。よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

先ほどの3条とこれは関連するわけですが、令和4年のときに農振除外をして、許可を受けているという案件でございますし、624という面積なんですが、これは地形的にはしょうがないんじゃないかなということでございました。いかがでしょう。

15番委員

ちょっと宅地には広いかなと思いますけれども、場所的にしょうがないと、入る道がないですね、たしか。それを取るということなので、しょうがないかと。

議 長

説明ありがとうございました。

皆さんのほうから、ご意見・ご質疑ございますでしょうか。

なければ、承認するということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議案第11号の2番は許可相当といたします。

続きまして、議案第12号 農用地利用集積計画（一括方式）について、事務局より説明がございました。

事務局

5ページをお開きください。

議案第12号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求める。別紙記入事件、4件。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田の使用貸借の通年3, 207㎡、利用権存続期間は10年3, 207㎡。
畑の賃貸借の通年3, 672㎡、利用権存続期間は10年3, 672㎡。田と畑の合計は6, 879㎡です。貸手は4戸、借手も4戸でございます。

7ページに総括表がございますので、ご覧いただくようお願いいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしくお願いいたします。

議長 説明がありましたが、皆さんのほうから、これに対してのご意見ございますでしょうか。

なければ、ただいまの件、承認いただくことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

では、議案第12号は承認といたします。

続きまして、議案第13号 農地に該当しないことの証明願について、事務局より一括して説明がございました。

事務局 8ページをお開きください。

議案第13号 農地に該当しないことの証明願について。

「農地法の運用について」の規定に基づき、証明願があったので、農地法第2条第1項に規定する「農地」でないことの判断を求める。

1. 別紙調書に記載のとおり。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上、よろしくお願いいたします。

議長 事務局、ありがとうございました。

13号の1、農地に該当しないことの証明願について、担当地区の方の現地調査報告をお願いしたいと思っております。

12番委員 12番の庭野です。

〇〇さんの土地なんですけれども、ご覧のとおりほとんど林なんです。でも、建材が取れるぐらい立派な杉が生えていました。

3月3日に現地で調査しまして、4日に本人にも会って話を聞きましたら、今、そこは護岸工事というか、治山で工事中で道路になっていますところも含んで、1筆なんですけれども、この道路は残したいというふうに地元でも役場のほうも言っているみたいで、そういうことを鑑みますと、もう農地としては、何というんですか、復元は不可能という方向ですので、他のこの周りは全部林になっていまして、まだ土のうとか、下のほうまで護岸工事をやるみたいなんです。もう一切農地としては使えないと思います。

その他、何か問題になることもないと思われますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。

これは確認なんでございますが、適正化推進委員のほうからも、いつ頃からかもう山林化されているか分かりますか。

事務局 推進委員さんの調査結果では、令和元年よりB分類、再生困難と判断されております。

議 長

ありがとうございました。

以上を含めまして、皆様のほうからご意見・ご質疑ございましたら。

なければ、承認という形でよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

議案第13号の1番は、非農地として承認いたしたいと思っております。

続きまして、議案第13号の2、農地に該当しないことの証明願について、担当地区委員の現地調査報告をお願いいたします。

16番委員

16番、〇〇地区担当の田村です。

3月6日、申請者、〇〇さんが立会いで現地調査を行いました。

申請地は、〇〇の西側300mぐらいのところに位置しまして、数十年前から手つかずというか、放置状態で、以前は桑畑として使用していたそうです。現地は、現在ササが全面に生えており、直径20cm前後の雑木が生えている状態です。また、この申請地を囲む周りの土地も同じような状態でササと雑木が生えており、今後、農地としての耕作が無理な状態と思います。

それから、この申請地なんですが、申請地に入る道路がないということで、申請者も不思議がっておりました。

以上、審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

これに関しても、いつ頃から荒廃というか、そういう調査結果ですか。

事務局

こちらについても、令和元年度よりB分類、再生困難と判断されております。

議 長

ありがとうございます。

ということでございまして、これも先ほどと同じようなことなんですが、皆様のほうから、ご意見・ご質疑ございますでしょうか。

（「なし」の声）

なければ、承認という形でよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

議案第13号の2番は承認いたします。

続きまして、議案第14号 令和3年度6月10日付けみ農委告示第6号の廃止について、事務局より説明がございました。

事務局

事務局のほうから、本件についてご説明を差し上げたいと思います。

資料のとおりですが、これは昨年4月の農地法第3条第2項第5号の削除改正によるものでございます。この場所について、施行規則により別段面積を設けております。この面積のところでございますが、地域によって面積を設定することによって、その面積を超えるものでないと、権利を取得することができないということでございます。当時、ここについているとおり、告示をした経緯がございますので、広く知らしめるために、こちらのほうを廃止する旨の告示が必要となってきます。今回議決させていただいて、この後速やかに告示をしたいと思います。

また、お手元の資料1をご覧ください。

黒と赤で書かれた、A4判のものでございます。

こちらのほうについて、昨年来より、この一定面積の面積要件について、廃止ということが決められていたところでございます。その3条の権利取得について要件が通常1番から4番、上段の部分で、3月31日までとなっているものの3番、「一定の面積を経営すること」の部分で廃止ということでございます。ついては、この別の要件1、2、4番が3番になると思いますが、そちらについて要件が重要視されることと思われます。こちらのほうを読み上げますので、今後、来月の審査からについては、こちらの適用になりますので、ご理解いただければと思います。

「①農地の全てを効率的に利用すること（耕作に必要な機械の所有状況、労働力、技術の有無）」等を確認。「※権利取得後に行う耕作の具体的内容を明らかにしない、農地の一部のみで耕作を行う、他の農地と比較して生産性が著しく劣る場合は、農地の全てを効率的に利用するとは認められない。」ということでございます。

②については、そのまま維持でございます。②については、「必要な農作業に常時従事すること（農業経営のために必要な農作業に従事する年間日数）」を確保しなさいということでございます。

続いて、③は廃止で、今度繰上げになる3番でございます。「周辺の農地利用に支障がないこと」。先ほど来、転用でも申し上げて、確認していただいたところですが、周辺農地の集約化や水利用への影響の有無、今度、またこの後解説しますが、地域計画実現への支障の有無について確認をしてくださいということです。

この3つが今後、4月1日施行の3条1項の許可要件となりますので、皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

以上、追加等含めてご説明を差し上げました。以上です。

議長

ありがとうございました。

今まで続けた3番が、それが全部撤廃されるということですね。

それともう一つ、2番に常時従事する日数、百姓と認められないというのは、どれぐらいの日数が、おおむね150日とか、200日とか、その辺分かりますか。

事務局

おおむね150日で考えております。

議長

皆さんより先に質問させていただきました。

この件に関しまして、皆さんのほうからお聞きしたいことございますか。ありましたらお願いいたします。

10番委員

10番、阿部です。

この農地の改正について、分かりやすくあれですかね、農地を持たない方でも、農業をしたいということになれば、農地を取得できるという解釈をされているということですか。

事務局

おっしゃるとおりでございます。

この面積の要件、要は一般的に農家資格、面積で判断するようなことがあったと思うんですけども、保有の面積によるものではなくて、その農地につい

て効率的に全部使えるとか、年間を通じて適切に農地として利用ができるかどうか、それと、周辺の農地に影響がないような農地の利用ができるかどうかというのが、主な要件になると解されます。本当に小さい、例えば1坪とか、そういうのはどうかとも思うんですけども、基本的な農地の取得については、面積によるものではない。

よくお話とか解説であるのは、規制について、農地の流動化について、例外となっている場合があるようなケースについては、特に注意が必要だということだと。だから、農地は農地として利用されるのであれば、積極的に利用を促してくださいということだと思います。

だからといって、優良な農地のど真ん中を勝手に農地利用するというようなことは、ここの繰上げになりました③の周辺の農地利用に支障がないことということで判断したり、そういった形で、面積によるもので要件を満たさないという判断はできなくなるということだと解釈します。

10番委員 そうすれば、例えば新規で農業をする方が、農地がなくて取得したいという場合に、農業をしたいという人の下限面積というのは決まっているんですか。例えば5aを取得して農業をしたいという方が5aでは駄目で、例えば30a以上なければ駄目だよという、そういう制約はあるんですか。

事務局 本来、法令だと50a、5,000平米以上でないと許可されない。これを別段の面積で、今までは特例で下げていた形になっています。

今回、50aの制限についてもなくなるということですから、どのぐらいの面積が取得について少ないから駄目だよとかということにはならないと思います。あくまでも、ほかの要件にかなうようであれば、農地を農地として全部使える、ほとんどの農地を使える、もしくは年間を通じて農地として取扱いがされる、ほかの農地にも影響がない、この要件で権利を取得することが可能という解釈になろうと思います。

10番委員 分かりました。

議 長 皆さんのほうから、ほかにございますでしょうか、お聞きしたいこと。

ちょっと事務局にお尋ねしますが、昔は農家の名簿があって、そこに運用するような恰好があったんですが、農家台帳というか、そんなものがあったんですが、それは新たに農業に参入するとなると、事務手続なんだろうが、その辺はどういった格好になっているんでしょうか。

事務局 農地の台帳については、今現在、基本登記簿上の農地がそうなると思うんです。ただ、農地を利用されていない場合もちろんございますが、それも含めて農地台帳に所有者の記載が載っている形です。

所有権を移転されて、まずは農業委員会で許可を受ける。許可を受けた人がその登記簿、要は法務局において所有権の移転登記をする。そういう行為で取得した方は、農地法に従って届出をしなくちゃいけない形になっていますので、この農地を取得しましたと、農業委員会に届出をする必要性があります。それで、農地台帳に載るという形です。

よくあるのは、逆の意味では、転用して農地の地目、登記簿上の地目を変更

していない場合、それについては登記簿上の地目が畑、農地であっても、農地としては転用の許可を取っていますから、農業委員会、県知事の許可が出た段階で農地台帳からは外れる。その処理を農業委員会で農地台帳の管理をしておりますので、取得についても所有権が移転されれば、農地台帳からの所有者の名義変更をする、登記を確認するというような行為を日々行っております。

以上です。

議 長

自分もちょっと不徳の致すところで、ちょっとあれしたら、県のほうから、調査が入りまして、法務局に登記すればええのかなと思って、まして山林だったから、それで確認したら、町に届出が必要ですよというお叱りを受けたということで、なかなかその辺のことを皆さんが周知徹底していないんじゃないかなと思っておるんですが、いかがでしょうか。

事務局

少し宣伝が足りないと思いますので、事務局からも今後積極的に、農地を取得したら届出ましょう、転用をしたら地目変更をしましょうというのは、もう少し周知をする必要があろうかとは考えています。

議 長

よろしくお願いいたします。

皆様のほうから、何かご意見ございませんでしょうか。お聞きしたいことございますでしょうか。

なければ、この案件はこれでよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

では、大きな5番目、協議事項・報告事項に入りたいと思います。

事務局

すみません。中島博恵さん、所用でこの後ちょっと退席したいと聞いていますので、許可をしてよろしいでしょうか。

議 長

はい。中島博恵委員、お疲れさまでした。

進めてよろしいですか。

(「はい」の声)

5番の協議事項・報告事項に入ります。

(1)の農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、事務局より説明がございます。

事務局

まず、これについて、私のほうから説明させていただきたいと思います。

これは、平成28年の改正により農地利用最適化推進委員が設立されたときと同時に、最適化活動として、農業委員会の法令活動のほかに活動が規定されました。農地等の利用の最適化を推進する活動として明確化するためにつくられた指針でございます。

今回、案をつけさせていただいたものは、群馬県の農業会議が、こういったものが主な最適化の活動だよということでモデルとしてつくったものをご紹介させていただいて、みなかみ町用に、もしくは数値についてはみなかみ町の現況の数値を使わせていただいて、つくらせてもらったものでございます。

この後ご報告させていただきますが、報酬の改正だとか、昨年より業務日誌を細かく書いていただいておりますが、それもこちらの指針、もしくは国のほ

うで推し進めなさいという活動の一環の内容でございます。

こちらについては、遊休農地の発生防止解消、土地利用型農業の担い手への集約・集積化及び新規就農・新規参入の促進が柱となり、農業委員、最適化推進委員が一体となって最適化を進めるということを表したものでございます。今回3年に一遍、農業委員・推進委員さんの任期に合わせて見直しを行い、表したものでございます。

皆さんにもお目通しいただいて、ここに議決していただければと思います。推進委員さんのほうにも資料を送付、意見のほうを集約させていただいたところなんです、特に大きな意見というのはございませんでした。

この指針の作成を受け、4月の定例会において、年間の最適化活動の目標というのを定めなさいということになっております。それによって、年間でどのぐらい集積されたのか、何名ぐらい新規参入があったのか、荒廃遊休農地がどれぐらい減ったのかという3つの柱について、目標設定と評価というのが毎年される形になっております。

今回改正になった報酬の下、7割については、農業委員さんの活動日数によって評価されるところでございますが、改正があったところですが、その残りの3割については、この目標数値が主に影響するものと思われます。

今回提示させていただいたものの中身については、常日頃皆さんにお願いしている活動の内容でございます。お時間があるときにお読みになっていただいて、明文化された農業委員、推進委員に求められる最適化活動というものをご理解いただければと思います。

以上で説明とさせていただきます。

議 長

ありがとうございました。

今、ちょっと読んでいる時間もなくて、皆さんからの質問、ある方は挙手願えれば、お願いしたいと思いますが、これはどういう、また目を通していただいて、皆さんのほうから質問を受けることができますか。

事務局

差し支えなければ、今回、3月中にこちらのほうを決めて、それで4月にもう既にホームページとかに載せて、できれば公表したいと考えております。

できれば、もしご意見等が、これ、ということということで、変更してもらったほうがいいんじゃないのというお話があれば、早めに事務局のほうに問い合わせさせていただければ、その内容を確認させていただいて、変更できるのであれば変更させていただくことになろうかと思いますが、できれば議決させていただいて、次回の変更について考慮させていただいて、変更の場合はまた皆さんにお目通ししていただいて、変更の手続きをしたいと思います。

以上です。

議 長

ただいまの説明に対して、皆さんのほうから、ご質問ございますでしょうか。

これは決定を求めるということでございますか。そうすれば、これは決定を求めるということでございます。皆さんのほうはいかがでしょう。よろしいでしょうか。なければ、決定事項といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

はい。

続きまして、（２）農業経営改善計画の認定について、事務局より説明がご
ざいます。

事務局

１７ページをお開きください。

報告第２号 農業経営改善計画の認定について報告いたします。

今回の内容としましては、新規１件、継続１件の認定案件となります。

認定日は、新規案件が令和４年１２月７日、継続案件が令和５年２月７日と
なります。

恐れ入りますが、詳細内容については記載のとおりとなりますので、ご確認
いただきますようお願い申し上げます。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

この件につきましては、報告事項のみでございます。

大きな６番、その他のほうに移りたいと思います。

皆様方のほうから提案・ご協議がある場合は、挙手をしてお願いいたします。

はい、どうぞ。

９番委員

９番の須藤です。よろしくお願いいたします。

資料は１８ページに提示してあるんですが、〇〇の遊休農地、〇〇地区の遊
休農地解消ということであります。

組合をつくって皆さんの承認をもらいたいという案件なんです、この遊休
農地は区をまたいで、行政区をまたいでいるんですが、結構な量があるんです。
そして、既にもう農地を使用するのがどうかなというようなところが出てきて
おります。今やらないと、もう復元はできない。そして、これを経営し続ける、
農地を耕作していく、そういった人たちの確保がもう難しくなっている。
そういった中でありますので、何とかこれを、組合を立ち上げて、耕作を続け
ていきたい。

そして、いろいろ問題はあるんですが、農業を通じて、地域のイベントとか、
そういったところにも貢献していきたい。そして、そういった流れを通じて、
地域の活性化、また高齢者、あとは福祉施設、こういったことの役に立つよう
な貢献をしていきたい。このような考えでありまして、今回、名前は阿能川農
業振興整備組合という形で、名前をつけて立ち上げました。

そして、取りあえず今年度は耕作がすぐできるところ、ここから徐々に枝豆
栽培をしていきたい。令和５年度の耕作ですね。そして、今既に種草のほうも
ＰＲを始めました。みねちゃんという愛称です。

だんだんにこの耕作していく農地面積を増やしていきたいと、このように考
えております。よろしくお願いします。

以上です。

議 長

ただいまのことでございますが、これは農業委員会で何かバックアップする
ようなこととか、そういうことがあるんでしたら、荒廃農地の解消ということ
については、非常に農業委員会も積極的に取り組むべきもので、非常にいい案
件ではないかなと思いますが、農業委員会として、どのような手続きをし
てから、どこをクリアするとか、そういうようなことがございますれば。それ

とですね、組合をつくるということなんですが、人数的には何人ぐらいとか、その辺は。

9 番委員 人数ということでありますが、農業従事者、要は農業者でありますけれども、農業従事者については今5名ですね。雇用従事者については、一応ここに名簿があるんですけども、実際は15名ほどいます。

議 長 年間日数は。

9 番委員 資料の20ページに。

議 長 ぼかんとしておりましたが、ちょっと営農計画書に目を通してございませんでした。すみません。

事務局のほうで、何かこちらで応援するようなことがあったり、こういうものは皆さんのほうで承認していただくとか、そういうものがあたらご報告願えればと思いますが、基本的には積極的に進めたいと思っておりますが。

事務局 この件については、旧水上南部というのは、極端に担い手さんが減ってしまったところでございます。町のほうも、圃場整備をしたところについても遊休化が、特に畑地については、進んでいるところがあるところでございます。そこを有効利用していただくについては、なかなか担い手さんに集約・集積するにも、大きな担い手さんもいっぱいいますので、それについて個人の負担にならないよう組合を設立して、皆さんが共同で営農していただく、もしくは宣伝して体験をやっていただくとかという方法というのは、ある意味、農地を有効に使う、農地を守るということでは、ありがたい話なんじゃないのかなと考えています。

今後、この営農計画にあるとおり、農地を借りていきたいという話が具体的に進むと思われますので、そのときにご理解をいただけるということで、今回特に改めて承認とかという話ではなくて、こういう団体ができましたと。これも一つは、先ほど説明した最適化活動の一つと言えなくはないのかなと考えますので、その辺はその段、許可案件とか出てきた場合には、具体的にお問い合わせいただいて、陰ながら応援していただければ、遊休農地解消に少しでも寄与していただけるんじゃないかなと期待しているところでございますので、この辺についてはご配慮いただければと思います。

以上です。

議 長 皆様のほうからのご意見、ただいまの件に関しましてございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声)

なければ、須藤さんにはぜひとも頑張ってもらって、一生懸命やっていただきたいと思っております。

以上でこの件は終わります。

ほかに、皆様のほうから何かご提案とかご質問、何でもいいですが、よろしいですか。ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

なければ、事務局のほう、ご提案何か用意してございますか。

事務局 特に用意はございません。

議 長 以上で、議事・報告事項の全てを終了いたします。
ありがとうございました。

閉 会 みなかみ町農業委員会職務代理原澤章閉会を宣す。

〔午後２時４９分〕